明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令（**文部科学**一四）　一

〔告　示〕

○警察庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する権限及び事務を委任する件の制定及び廃止の件（**警察庁**一）　一

○日本国に帰化を許可する件（**法務**六六）　二

○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（**財務**九〇）　三

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件（**文部科学**五二）　三

○文部科学省の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の一部について委任する件の一部を改正する件（**同**五三）　三

○文化庁の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の一部について委任する件の一部を改正する件（**文化庁**八）　三

○救済給付の現価に相当する額の算定方法の一部を改正する件（**厚生労働**一一一）　四

○医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療（**同**一一二）　六

○臨床工学技士法第十四条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目（**同**一一三）　六

○小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの令和四年度に係る支給率を定める件（**経済産業**六五）　七

○砂防法第六条の規定により砂防法第二条で指定した土地において、直轄砂防工事が完了した件（**国土交通**三九六、三九七）　八

○高速自動車国道に関する件（**同**三九八）　八

○都市計画に関する件（**同**三九九）　八

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**四〇〇～四〇二）　八

○国立公園の公園事業を決定する件（**環境**四一）　八

○国立公園の公園事業を廃止する件（**同**四一二）　八

○国立公園の公園事業を変更する件（**同**四一三）　八

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した告示の一部を改正する件（**防衛**一〇六）　八

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び追加提供が決定された件（**同**一〇七）　九

○防衛省本省における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部を委任する件（**同**一〇八）　九

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（**同**一〇九）　九

〔国会事項〕

警察庁　法務省

〔人事異動〕

官庁事項

〔官庁報告〕

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示（経済産業省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、金融商品取引業者の営業保証金に係る配当表関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一〇

会社その他　三〇

省令

○文部科学省令第十四号

文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

文部科学大臣　末松　信介

文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令

文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及びスポーツ庁内部部局」を「、スポーツ庁内部部局、文化庁内部部局及び日本芸術院」に改め、同条第五号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現にこの省令による改正前の文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（以下「旧省令」という。）の規定によりされている無償貸付については、なおその効力を有する。

3　前項の規定によりなお効力を有することとされた無償貸付（文化庁内部部局及び日本芸術院の所属に属する物品に係るものに限る。）については旧省令第七条第七号の規定に基づき定められた貸付条件に基づく手続については、大臣官房会計課長を部局長として行うものとする。

4　この省令の施行の際、現に旧省令第六条の規定により文化庁長官に対して行われている無償貸付の申請は、大臣官房会計課長に対して行われたものとみなす。